

電力取引監視等委員会 電気料金審査専門会合（第11回）

1. 日 時：平成27年12月2日（水）17：00～19：00

2. 場 所：経済産業省本館地下2階 講堂

3. 出席者：

安念座長、圓尾委員、箕輪委員、秋池委員、梶川委員、辰巳委員、松村委員、南委員、
山内委員

（オブザーバー）

全国消費者団体連絡会 河野事務局長

日本商工会議所 市川副部長

株式会社F-Power 沖取締役

消費者庁消費者調査課 金子課長

（説明者）

北海道電力株式会社 藤井取締役 常務執行役員

東北電力株式会社 田苗常務取締役

東京電力株式会社 武部常務執行役 パワーグリッドカンパニー・プレジデント

中部電力株式会社 松浦取締役 専務執行役員

北陸電力株式会社 高林取締役 常務執行役員

関西電力株式会社 土井取締役 常務執行役員

中国電力株式会社 松岡常務取締役 流通事業本部長

四国電力株式会社 長井常務取締役（総合企画室長）

九州電力株式会社 山崎上席執行役員 電力輸送本部長

沖縄電力株式会社 仲里常務取締役

○都築NW事業監視課長 それでは、定刻になりましたので、第11回電力取引監視等委員会電気料金審査専門会合を開催させていただきます。

本日も、ご多忙のところ、委員、オブザーバー各位におかれましては、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

本日でございますが、電力会社から説明者といたしまして、順に、北海道電力・藤井常務、東北電力・田苗常務、東京電力・武部常務、中部電力・松浦専務、北陸電力・高林常

務、関西電力・土井常務、中国電力・松岡常務、四国電力・長井常務、九州電力・山崎上席執行役員、沖縄電力・仲里常務にご出席をいただいているところでございます。

では、以降の議事進行ですが、安念座長によろしくお願いいたします。

○安念座長 どうもありがとうございます。それでは、お手元の議事次第に従って進めてまいります。

本日は、査定方針（案）について議論を行います。また、認可申請に対していただいたご意見につきまして、今回回答（案）を事務局でまとめていただいておりますので、参考として配付しております。

それでは、まず査定方針（案）について事務局から一通りご説明をいただき、各委員から補足がありましたら簡単に補足のご説明をいただきたいと思います。と存じます。

それでは、事務局からお願いいたします。

○都築NW事業監視課長 それでは、資料3をお開きいただければと思います。「託送供給等約款認可申請に係る査定方針案（案）」ということで資料を準備させていただいております。

前回、11月20日に開催されました本専門会合の場でも座長からお話ございましたように、先週も委員の皆様にお集まりをいただきまして、委員間での打ち合わせの会を開かせていただきまして、幾つかの論点についてインテンシブにご議論をいただいたところでございます。この結果も反映させる形で、本日、査定方針案（案）という形でお示しをする次第でございます。段取り的には、本専門会合で今後、本日も議論をいただき、また適当なタイミングでとりまとめた上で、監視委員会として査定方針という形で意思決定をしていくこととなります。

資料でございますが、1ページ目のところに目次ということで、全体の構成はここに記させていただいているような形で作らせていただいております。

それでは、順に、かいつまんでご説明を申し上げてまいります。

スライドの3をごらんになっていただければと思います。ここでは、審議の経緯についてここでは書かせていただいておりますが、その中で1点だけメンションいたしたい点は(4)の部分でございます。

10月8日に第5回の審査会合を開催させていただいたわけなのですが、その後、委員が3名1組で担当分野について査定方針の検討を行いました。次のページに一覧表として、それぞれの項目についてどのご担当の委員の方に担当していただいたかということを書き

せていただいております。

この中で、事務局から、事務局が電力会社から提出を受けた契約書のコピーなども含めまして、そういう現物も資料としてご確認をいただき、必要に応じて電力会社に対して追加の資料提出をお願いするような形で、延べ151回、149時間ということで対応させていただいたということをご報告させていただきます。

続きまして、「基本的な考え方」というところに移りたいと思います。スライドの6をごらんいただければと思います。

「基本的な考え方①」というところの、囲みの中の2つ目の段落のところをごらんになっていただければと思います。ここでは入口論ということでございます。東日本大震災以降、料金の洗い替えを行う供給約款の認可を受けた北海道電力以下7社については、行政として料金査定プロセスを通じて料金原価の適正性を確認できていることから、平成27年度における事後評価の結果を28年度に反映させるとともに、平成28年度以降の事後評価の強化・徹底を前提とするということで、料金の洗い替えというものは今回求めないということで、今般の料金審査プロセスが始まる前の段階で既に整理されております。一方で、北陸、中国、沖縄の3社につきましては、料金原価の適正性を確認できていないということ踏まえれば、原価の洗い替えを求めることが適当であると、やはり同様に料金審査プロセス前段階で整理されております。

続きまして、7ページをごらんいただければと思います。「基本的な考え方②」というところでございます。今申し上げました原価洗替をこれまでしてこなかった会社3社につきましては、(1)のところの柱書きのところでございますように、最大限の経営効率化を踏まえたものであるかという観点から、全費用項目を査定するというところで考え方を整理しております。

ここで、8ページの一番下の部分に触れたいと思います。原子力に係る費用ということで、制度的に託送料金原価に算入することが担保されている使用済燃料再処理等既発電費——俗に、「バックエンド過去分」といわれているものでございます。これを除きました原子力に係る費用については託送料金原価の算入を認めないという考え方で査定を行っております。

続きまして、9ページにまいります。「(3)効率化計画」というところでございます。②のところをごらんになっていただければと思います。託送料金原価へのエスカレーションの織り込みということでございますが、北陸電力、沖縄電力については、エスカレーショ

ンを織り込んだ形で申請がなされておりましたが、託送料金原価への算入は認めないという考え方を整理してございます。これにつきましては、ページをめくっていただきまして、「検討の結果」の②の部分に、原価から除くべきであるということで記させていただいております。また、その下、③のところに「子会社・関係会社との取引に係る効率化」という欄がございます。この部分につきまして、沖縄電力に関してでございますが、今後の子会社等取引に係る費用について織り込んでいないということでもありますので、その効率化努力を織り込むべきであるというふうにしております。

続きまして、「1. 人員計画・人件費」のところにまいりたいと思います。

しばらく、申請の概要が続いておりますが、14ページをごらんになっていただければと思います。「検討の結果（人員計画：1人当たり販売電力量）」という部分です。これまでも、いわゆる、「労働生産性」をどういう形で評価していくかということで、1人当たり販売電力量というものを指標にして考えていくということで、小売電気料金の値上げのときの審査から行われてきたわけでございますが、今回もそういう同じような考え方で対応をしてきております。

まず、北陸電力でございますが、1人当たりの販売電力量の水準というものが、わずかでございますが、電力10社平均より低いという状態になっております。この北陸電力の経費人員の妥当性についての精査を行ったところ、一部出向者に関する人員として、これが一般送配電事業に必要かつ有効な出向とは認められないということで、経費人員からは除くべきとしております。

それから、1個飛びまして、沖縄電力の部分でございます。同じように1人当たり販売電力量の水準は電力10社の平均よりも低い状態でございます。この中には、出向者1名については、先ほどの北陸電力同様有効な出向とは認められないという判断をしております。他方で、沖縄電力でございますが、供給区域に著しく多くの離島を抱えているという特別な事情がございます。これに伴いまして経費人員が必然的に多くなる部分を勘案するというので、ここに「このため」と書いてあるところでございますけれども、1人当たり販売電力量の比較に際し、沖縄電力の離島供給に係る人員割合は、他社の離島供給に係る人員割合を受けるような形で対応していくということで、その分だけ特別な評価というものをした上で、なお不足分について、同じように判断していく形としております。

このページに関しては以上でございます。

次に、25ページをごらんいただければと思います。「検討の結果（出向者給与等の負担

③)」という欄でございます。冒頭申し上げました「原子力に係る費用」の扱いということでございますけれども、ここに記させていただいております北海道、東北、中部、関西、九州の各社でございますが、ここに記してありますようなところに出向者というものを給与負担をしているということになります、託送料金原価から除くべきであるというふうにしてございます。

続きまして、27ページをごらんいただければと思います。

こちらは中国電力の従業員の年金資産の運用に関してでございます。これまでの電気料金値上げの審査において、期待運用収益率というのを2.0%で設定して料金査定をしておりますが、今回、中国電力についても1.3%となっていたのを2.0%と設定すべきであるということとしております。

続きまして、「燃料費」に移りたいと思います。資料の34ページをごらんになっていただければと思います。

燃料費の部分の「検討の結果」というところでございますが、離島の内燃力発電用燃料の受払計画算定方法、それから輸送費等の調達コストの削減に向けた取組を評価したという次第でございます。結論的には、ここについては妥当であるというふうに確認をしております。

この部分については以上でございます。

続きまして、「購入・販売電力料」というところですが、資料でいきますと39ページをごらんになっていただければと思います。

この③というところでございます。北陸電力と中国電力に関してでございますが、この卸供給契約に基づく部分でございますが、今後契約を締結する者については、自社に適用する事業報酬率での交渉を行うことを前提に、当該報酬率を上回る部分を託送料金原価から減額すべきとしてございます。

続きまして、大きな4というところ、「設備投資関連費用」でございます。資料の44ページをごらんになっていただければと思います。

「検討の結果①」というところでございます。最初のところで、レートベース、減価償却費、固定資産除却費ということになっておりますが、この①の(ア)というところでございます。固定資産関連でございますが、一般送配電事業等の運営にとって真に必要な不可欠なものであるか、それから、先行投資設備、不使用設備、予備品／予備設備、建設中の資産といったものがどんな状況になっているのかということを確認してまいりました。

(イ) のところでございますが、以下の項目についてはレートベースから減額すべきであるとして、例えば特定固定資産の一番上のところでございますが、送電設備の異電圧使用、空回線、送電設備・配電設備の空管路とか、それから、下の方についていえば、電力システム改革に伴う工事のうち、原価算定期間において実施する必要のない工事分に相当する部分というものを減額しております。それから、この部分にも出てまいりますけれども、原子力関連設備についてもここに含まれてくるものを除外するという形にしております。

それから、45ページをごらんになっていただければと思います。②と書いてある部分の上の部分でございますが、建設中の資産のうち、東北電力管内の基幹系統増強工事に伴い発生する費用の部分です。先般、この扱いにつきまして、現行の託送供給約款の特例承認を行ったところでございますが、ここに関する工事費負担金の中で、北陸電力、四国電力が送電設備に計上している分がございましたのですが、この部分をレートベースから除くべきというふうにしてございます。

続きまして、資料の48のところでございます。タイトルでいうと、括弧書きになっておりますが、「(高経年設備に係る設備投資計画)」というところでございます。

具体的に触れたいと思っておりますのは、56ページの北陸電力に関する鉄塔、コンクリート柱というところでございます。

まず、(3)の鉄塔というところでございますが、ここに書かせていただいておりますのは、従来の秋工事を中心とした形で進めてきたのですが、春にも工事を実施するというところで、施工能力を増強し、また、今後もこうした施工能力を確保していくということが見込まれるという点で、この点を一定程度考慮するという判断になってございます。

続きまして、(4)コンクリート柱のほうでございます。こちらについては、劣化が進み緊急性の高いものからとりかえていくということになりますが、作業時に停電調整等が発生する関係上、その付近にある、主目的のものほど緊急性は高くないけれども相対的に劣化が進んでいるような、そういうコンクリート電柱もあわせて建てかえることについては一定の合理性があるということで、そこについては料金上も許容していくということでございます。このときの論点になりましたのは、NTTの工事实績との関係ということで、NTTのほうに施工力を一部とられていたという部分について、原価算定期間においてはこれを自社分の工事に振り向けることができるのかできないのかという点でした。これにつきましては、前回の会合でも議論になった点でございますが、NTTの工事实績と事業

者の工事实績との間に施工能力面での補完性は有意に認められなかったとして、この部分については評価として加えていくということは難しいだろうとの判断となっております。

続きまして、資料はまた飛びますが、大きな5というところですが、「事業報酬率」のところにもまいりたいと思います。資料でいいますと、66、67あたりをごらんになっていただければと思います。

67ページに「検討の結果」というのがありますが、事業報酬率については、算定省令、それから審査要領等に基づき算定されていることを確認したということで、具体的に申し上げますと、66ページの表が幾つかありますが、一番上の表のところがございます。A、Bとあって、その下に「事業報酬率」という欄があり、太字で記載をさせていただいておりますが、全社がこの1.9%というのを適用しているということでございます。

67ページに戻り、その囲みの中の2つ目のところでございますが、この専門会合の審議において、事業報酬率の算定根拠として自己資本比率30%と想定している点につきましてご指摘があったところでございます。一般送配電事業の特性に応じた適切な比率というものをご今後検討していくということが期待されるということで、ご指摘について触れているところでございます。

続きまして、大きな6でございます。「修繕費」でございます。資料としては、71ページをごらんになっていただければと思います。「検討の結果②」という欄で、修繕費率というところがございます。これまでもメルクマールとして修繕費率というものを活用してきたわけでございますけれども、この算定に当たっては直近5年間の実績を基本とするということで対応してきたわけなのですが、今回の申請が託送料金原価であるということから、託送料金原価のうちの送電・変電・配電に係る修繕費率で算定するというようにしております。

続きまして、72でございます。先ほど設備投資計画、設備投資関連費用というところでも申し上げましたことと似たようなことが、こちらの部分にも書かせていただいております。

73の「検討結果④」のページ、(4)災害復旧修繕費でございます。直近10年間の中から最大と最小の年を除いた8年間ということで、オリンピック方式とかいわれているやつですが、その実績平均値を上限とするということで対応するということですが、こちら先ほどの修繕費率と同じように、送電・変電・配電に係る災害復旧修繕費を算定するというようにしております。

続きまして、大きな7の部分、「公租公課」でございます。これも3社について法令に基づく算定がなされており、妥当であるという判断をしておりますが、この中で77の部分で、電源開発促進税の扱いということがございますので、この表の下の部分にコメントとして記載をさせていただいております。表の下に「※2」というところがございますが、電源開発促進税は電源開発促進税法に基づいて規定があるわけなのですが、今般の電力システム改革において、全面自由化後も電気の全需要家が公平に負担すべき費用については、費用の公平性や事業者間の競争条件の確保ということを前提に、託送料金で回収する仕組みとされているところでございます。実際に納税義務者も一般送配電事業者ということになっております。

続きまして、大きな8番のところになります。「その他経費・控除収益」というところでございます。

基本は3社でございますけれども、10社についても、例えば委託費、普及開発関係費として計上された個別費用の妥当性について確認をしているところでございます。

資料としては88ページに飛んでいただければと思います。「検討の結果①」で、消耗品費というのが(2)にございます。図書費については、これまでの小売のときと考え方は類似しておりますが、経費対象人員1人当たりの標準的な図書費を基に算定した額を上回る分というのについては減額という形にしております。

それから、北陸電力の欄がその下でございますが、その2つ目、電力システム改革に伴うシステム開発に係る消耗品費について、原価算定期間において実施する必要のない部分、それから、システム対応の必要な時期を踏まえると原価算定期間に織り込まれた費用が過大となっている部分を減額すべきであるとしております。

それから、その次の89というページをごらんになっていただければと思います。

(4)のところの「〈共通〉」の部分でございますけれども、顧問・相談役に係る費用、執務スペースであるとか社用車、社宅というところについては託送料金原価に算入されていないということを確認いたしているところでございます。

それから、その下のところでございます。中国電力、沖縄電力という欄がありますけれども、借地借家料の中で社宅・寮に関しまして、合理的な理由もなく入居率が9割を下回る部分というのについては減額すべきであるとしております。また、周辺物件の平均的な賃料水準を上回る部分についても減額ということで判断をしているところでございます。

続きまして、次のページ、90ページでございます。委託費というのが(7)という部分に

ございますが、先ほど触れさせていただきました電力システム改革に伴うシステム開発に係る委託費というところでございますが、同じように、原価算定期間において実施する必要のない部分、システム対応の必要な時期を踏まえると原価算定期間に織り込まれた費用が過大となっている部分について減額すべきとしてございます。

続きまして、92ページのところをごらんになっていただければと思います。普及開発関係費というところでございます。

最初に「〈共通〉」という欄がございますが、新聞、テレビ、ラジオCM等による広告ということでございますが、需要家にとって電気の安全にかかわる周知といった公益的な目的から行う情報提供については原価算入を認めるものの、ホームページ、パンフレット、チラシ等を利用したものなど、必要なもののみ原価算入を認めるべきであるというふうにしております。

それから、その下の部分、北陸、中国、東北、九州の4社について、原子力に係る費用というのが計上されておりましたので、この部分について、原子力に係る費用と特定できる部分を減額すべきであるというふうにしております。

続きまして、(10)の養成費というのがページをまたいだところがございますが、こちらの最後の九州電力の部分でございますが、同じように原子力関連の費用の減額のことを触れております。

それから、(12)諸費というのがございます。この中で「〈共通〉」というところで団体費というのがございます。原価洗替をする3社につきましては、99ページに参考資料がございますが、北陸電力、沖縄電力については2団体、中国電力については3団体ということで、覚書等に基づき適正に算定されているということを確認いたしました次第でございます。

それから、93ページに戻りまして、先ほどの下の欄ですけれども、北陸電力、やはりこの部分についても原子力に係る費用がございましたので、ここを減額すべきとしております。

「検討の結果⑦」、その次の94の部分についても、関西電力について同様の記述をしてございます。

続きまして、95ページでございます。(20)のところでございます。先ほども申し上げました、いわゆる「バックエンド過去分」の扱いについて、この部分で記載をさせていただいている次第でございます。

続きまして、97に移りたいと思います。(26)その他という欄がございます。ページをま

たいで、沖縄電力も含めて4社についてでございますが、昨日でございますけれども、石油石炭税の税率引き上げ分を小売料金に反映させるべく電気供給約款の変更届出が事業者より提出されているところでございます。これを基に算定している託送料金原価への変動というものを反映すべきというふうにしてございます。

続きまして、大きな9でございます。「スマートメーター関連費用」でございます。

資料としては104ページをごらんいただければと思います。

(2)の「スマートメーター本体、通信方式及び関連システム等の調達」というところでございますが、R F C / R F Pの実施、第三者評価の実施による調達プロセスの適切性についての評価といったような、調達価格の一層の低減を図るための取組が実施されているということを確認した次第でございます。それから、その下、単価の部分です。調達に関して、競争入札の結果、各社とも価格低減に努めていると評価することは可能であるところで記させていただいております。

なお、各社においては、今後も競争入札による調達を予定しており、スマートメーターの価格低減に向けた更なる取組が期待されるとしてございます。

続きまして、10のところまいりたいと思います。「発電・送配電の設備区分見直し」ということで、資料としては108ページをごらんいただければと思います。

「(1)送配電設備、発電設備及び共用設備への区分」という部分です。

9社共通でございますけれども、まず、発電設備から直接配電線が伸びている場合の扱いというのをここで①として書かせていただいております。それから、②として、複数の送電設備に接続している構成というところでございます。事業者からは、その部分について送配電設備として申請が来ているわけなのですけれども、本来であればT分岐とかも可能であったのですけれども、何らかの制約がありπ分岐とせざるを得なかったのではないかとことです。しかしながら、純粹にネットワーク側の事情ではなく、この地に発電設備を設置することで初めて、発電設備の設置に起因してこうしたπ分岐という設定になっているということで、そういう設計を行ったということでございますので、その設備構成は、発電設備として区分するのが適当ということにしてございます。

続きまして、大きな11のところまいりたいと思います。「小売・配電の業務区分の見直し」ということでございます。この部分は、各社ごとにばらつきのみられた部分を標準化する観点での見直しということで対応させていただいた次第でございます。資料としては、119をお開きいただければと思います。

「検討の結果①」というところで、標準的な業務区分というので、その前のページまでにございますように8項目について書いてございまして、その主要8業務の部分ですが、一番下の「〈10社共通〉」というところでございます。各社業務の「NW」「小売」「共通」への区分については、基本的に標準的な業務区分の整理に沿った形で行われているということを確認したとしております。

それから、「その他」という欄がありますけれども、121ページでございます。その部分についても、業務の性質を鑑みた際にネットワーク寄りには少なくとも整理されていないということを確認した旨記してございます。

続きまして、「12. 離島ユニバーサルサービスに係る供給費」というところでございます。ここにつきましては、中部電力、関西電力、四国電力以外の7社が対象となっております。資料としては、127ページをお開きいただければと思います。最初に、「離島供給に係る費用と収入の範囲」でございます。算定省令に基づき適切な範囲での費用、収入が含まれているということを確認しております。また、その下に(2)で効率化というのをございます。本土同様に効率化を行った上での申請であるというふうに確認をしております。

続きまして、大きな13でございます。「需要地近接性評価割引」というところでございます。資料は、最初は制度の概要であるとか申請内容とかがございますので、ずっと飛ばしていただきまして、147ページ、「検討の結果①」というところをお開きいただければと思います。4つぐらい論点があったかと思いますが、まず最初の論点としては約款の記載という部分でございます。検討の基本的な考え方の下に「〈共通〉」というところがありますが、その最初の部分でございますけれども、最初のポツの最後の部分でございます。 「託送供給等約款に需要地近接性割引の対象地域を記載し、割引の対象を明確にすべきである」というふうにしております。そのページの一番下の部分でございます。対象地域の変更については、総原価に影響を与えるものでないことから、総原価を洗い替えずに対象地域の変更を伴う約款の認可申請を制度的に許容するというので、こういう柔軟な改正がしやすい環境というものをつくっていくべきだということをございます。

それから、2つ目の論点として、対象地域の設定に関する部分でございます。この部分については、これまでもいろいろな議論があったかと存じております。②の「潮流改善効果の評価の適切性」というところの2つ目のところでございます。基幹系統においては局地的な需要と供給の分布のみならず、供給区域全体の需要と供給の分布に対応した潮流

となっている。このため、この基幹系統の潮流を当該割引に反映させることは供給区域内の大きな意味での潮流改善に資するというふうと考えられるという、これまでの議論の経緯をここに書かせていただいております。また、その下の部分でございますけれども、一般電気事業者がこれまで電源を立地し、また送配電設備を整備してきたことによって生じている潮流の偏りを補う形で、この割引対象の電源については貢献してきたものだというふうの評価されるというふうにしております。

こうしたことを踏まえて、このあり方というのを考えていこうということで、その下の部分でございます。3つ目のポツの第2文の部分ですが、潮流改善に寄与する電源により、より効率的な送配電サービスを実現するということを目指したものだと考えれば、このような電源が投資され、適切に維持されるということが前提になっているという考え方の下、ローカルな潮流改善に着目した割引対象地域の設定に加えまして、これまで割引対象とされてきた地域において現に割引の適用を受けている電源についても、暫定的に引き続き割引対象としていくことが妥当としております。ちなみに、この暫定的な措置ということでございますが、現在、制度の見直しに関する検討が着手されているところを踏まえまして、この制度の見直しが実施されるまでの間としております。

続きまして、資料150ページをごらんいただければと思います。割引単価の設定の部分の②の2つ目のところでございます。現行の割引対象地域のところについての割引額をどのように考えていくかということですが、ここでは基幹系統の潮流改善効果の評価して設定したものと評価できるということから、暫定的に引き続き割引対象とした、現に割引の適用を受けている電源の割引単価は、基幹系統に接続する電源の割引単価を適用するというので、ここで記させていただきます。

それから、続きまして、151ページでございます。割引対象地域の見直し時期でございます。割引の適用を受けている電源設置者の予見可能性がここでも議論になったわけですが、そうしたことを勘案すると、あらかじめ一定の見直しまでの期間というものを定めているということが望ましいということにしております。他方で、では、割と大きな、著しい潮流変化があったときなど、見直すべき潮流変化があった場合でも見直しができないということは過度な制約だということも考えられるということで、その場合には見直しというものを厳格な審査を行った上で認めることとすべきであるとしております。

あらかじめその期間を定めるということの、この期間をどうするかということについては、監視等委員会において速やかに検討されることが望ましいとしております。

続きまして、大きな14でございます。「調整力コスト」の部分でございます。これにつきましては、168ページをごらんいただければと思います。

前回の会合の後も、先ほども申し上げましたように委員間で議論を継続してきました。こうした議論も踏まえる形で、前回の議論とはちょっと違った形となっておりますことをまず申し添えさせていただきます。

このページでございますが、アンシラリーサービスの固定費の部分でございます。

まず最初に、沖縄電力以外の9社の部分でございますが、2つ目のポツの部分でございます。制度設計ワーキンググループにおいて、偶発的需給変動対応に必要な予備力につきましては、小売電気事業者が確保すべき調整力と一般送配電事業者が確保すべき調整力の両方が含まれていると整理されているということなので、まず、全て託送料金原価として計上することは過大というふうに触れております。

他方、その2つ下のポツの部分でございますが、小売全面自由化、新たなライセンス制の導入に伴いまして、発電・小売につきましては資産を身軽にすることで競争上優位な地位を得ようとする動きが顕在化していくということが見込まれると。こうした中で、出力変動を柔軟に行いやすく調整力としては有用な電源が、利用率の低さのために長期停止であるとか廃止となる可能性の懸念がございます。こうした電源も純粹にネットワーク用の電源かといわれると、そうでない部分も場合によってはあるかもしれませんが、少なくとも一般送配電事業者にとって指令対象たり得る電源が減少し、また予備力の調達も現在よりも行いにくくなる可能性も否定できないということを書かせていただいております。

こうした点につきまして定量的に評価することはなかなか難しいのですが、定性的には起こり得るものとして評価するというので、先ほどのところで申し上げました全額がネットワークということではないのですけれども、小売相当分として前回会合のところで触れておりました2%のうちの半分程度をこうした可能性への対応に充当するというので、託送料金原価として計上する予備力につきましては、年間最大3日平均電力の6%として再算定するというようにしております。

続きまして、169をごらんになっていただければと思います。

沖縄電力についてでございますが、真ん中辺のところ（ア）（イ）（ウ）ということでございますが、他社と同様の算定方法で計算を行い、その際には、大規模電源の設置によるコストの増加を託送料金原価から除外するため、最大単機ユニットの出力を牧港火力発電所9号機をベースにしたものとして計算を行うということにしております。

それから、その下の部分、「〈共通〉」と書いてある部分でございます。現在の供給予備力の考え方ということで、昭和62年の中央電力協議会のものを今回発射台として活用しているわけでございます。これが大分前のものであり、現在まで考え方が見直されていないということでございますので、電力広域的運営推進機関に対して、今日的に必要となる調整力の在り方について早急に検討を進めるべくタスクアウトがなされているということでございます。今回の託送供給等約款の審査に当たっては、託送料金原価として計上する予備力を暫定的に認めるという形にしたわけなのですけれども、今後、広域機関での結論が得られた際には、その結論を踏まえて、必要に応じ、予備力の変更に伴う約款の認可申請を柔軟に行えるような方策を検討することが望ましいというふうにしてございます。

続きまして、170ページをごらんになっていただければと思います。次は、アンシラリーサービスの中の増分燃料費といわれているものでございます。

最初は、「持ち替え区分の判定」というところでございます。この下に5社、北海道、北陸、関西、九州、沖縄の各社について触れてございますが、その考え方としては、発電不調等の要因による出力抑制が形式的に持ち替えの対象になってくるかこないかというところで、持ち替え対象から排除すべく、所要の見直しを求めています。

それから、171ページの②をごらんになっていただければと思いますが、関西電力に関する発電所の運転制約について触れております。姫路のLNG基地において、LNGの年間の荷揚量の制約というのがあります。したがって、ここについては、持ち替え増分費用の算定からは除外をするという形で判断をしております。

172ページのところに「③燃料費の単価差」というところがございます。これにつきましても前回の会合から継続的に議論をした点でございますが、真ん中辺りに「〈共通〉」という欄がございます。異なる燃料種の持ち替えについて、稼働している電源の区分を詳細に判定し、外形的にメリットオーダーとなっていない時間帯の持ち替えに適用する単価差については、メリットオーダーで持ち替えが行われたと仮定した場合の単価差で再設定をするということにしてございます。したがって、前回のところでいうところの案のどちらでもないというか、その間というか、そういうような話で議論としては集約をいたしました。

続きまして、173ページ、「調整電力量の適切性」というところでございます。北海道電力の項がございますけれども、他社に比べて系統規模が小さいという点を根拠に、大きな値が申請としてなされています。しかしながら、北海道については、ご案内のように、本

州と連系設備というものがあるわけですので、その連系効果が認められる部分があるということですので。こうした点も踏まえ、今回の査定方針案では、特に北海道だからと特別な対応はしないということにしております。その点は、地域間連系設備のない、沖縄電力とは違った判断を行っているという形になっています。調整力に関して触れておきたい点は以上でございます。

続きまして、「15. 費用の配賦・レートメイク」というところでございます。

これにつきましては、省令の規定に基づきまして託送料金原価から3需要種別の原価が算定されているということを確認しております。小売の経過措置料金との整合という観点からちょっと論点がございましたので、この点につきましては資料の189のところをごらんになっていただければと思います。

「検討の結果③」というところですが、「②託送料金が経過措置料金を超えていないことの確認」というところで、東京電力と中部電力の案件を取り上げております。例えば、東京電力につきましては、農事用電力という経過措置約款のほうの二部料金メニューがあるわけなのですが、極めて少ない電気の使用量の段階では経過措置料金を託送料金が一部上回る部分があるということですが、実際の需要家の使用帯というものを勘案すると、この逆転現象というものはほとんど起きないということが確認できましたので、改めて農事用のメニューをつくるとか、それから料金の再算定をすとかいうことまでは求めなくていいだろうということにしたということに触れております。中部電力につきましても同じように深夜・夜間電力附則8Hというものがございますが、これについても同様の判断をしております。

続きまして、190ページをごらんになっていただければと思います。

④の部分でございます。時間帯別料金の設定ということでございますが、前回のこの専門会合でも議論になった点でございますけれども、この査定方針（案）としては、低圧の時間帯別料金の設定に当たっては、低圧の需要のみに対応する設備に関連する原価については昼夜間格差を設けず、その他については昼夜間格差を設けるような形で時間帯別料金を設定するという形で再算定すべきであるというふうにしてございます。

続きまして、最後でございますが、「16. その他」というところでございます。

資料でいくと、194ページをごらんになっていただければと思います。

(1)のところでございます。東京電力に関するもので、発電機への調整機能具備の要件化の部分でございます。ここにつきましては、発電事業者の新規参入を阻害するものでは

なく、各機能——ガバナフリーなどですけれども——に要求する要件が過度に厳しく設定されていないということを確認しております。

続きまして、(2)の部分でございます。代表契約者制度。これは前回も取り上げた論点でございますが、東京電力より各社を代表して「協議が整った場合は、責任範囲を特定できる金銭債務の連帯責任は求めない」旨の明確化が表明されているところでございます、この会合を踏まえて約款の修正を求めるという趣旨でございます。

②の部分についてでございますが、発電設備の設置に伴う工事費負担金でございます。ここにつきましては、先月、「発電設備の設置に伴う電力システムの増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」というガイドラインが出ております。この指針に基づき算定ということ約款上明確化することを求めるものでございます。

それから、その下、FITの関係でございますが、FIT買取価格における小売全面自由化後の市場価格と既存買取価格の構造的な値差を利用して小売電気事業者が転売益を得られないようにということで、一部事例において必要な措置が講じられていなかったということがありますので、そこについては修正すべきであるというふうにしております。

駆け足で恐縮ございましたが、この査定方針（案）のところ、特にこの会合で議論になった点なども踏まえましてご説明をさせていただきました。

以上でございます。

○安念座長　　どうもありがとうございました。

それでは、先ほど——先ほどというか、今し方、都築課長からご説明がありましたように、4スライド目に記載のとおり、個別の分野について3人1組のチームをつくって個別審査をしていただきました。それぞれのご担当の方から、今の都築課長のご説明に対して何か補足がございましたら、どうぞお願いいたします。——よろしゅうございますか。

それでは、次にディスカッションを行いますので、もし補足めいたことでも結構でございますが、そのときまたおっしゃってください。ありがとうございました。

それでは、次にディスカッションを行います。

査定方針案、厳密に申しますと査定方針案の案ですけれども、それにつきましてご質問、ご意見等ございましたらどうぞ、どなたからでも結構でございます。どなたからでも結構ですよ。何か言い残しておかれないことはありませんか。

それでは、まとめてまいりますけれども、いいですか。——わかりました。後ほどそれ

ぞれ簡単にご感想などを伺いますので、またそのときにご発言をいただいてももちろん結構でございます。

それでは、今まで長期にわたりご議論をいただきましたが、この査定方針案ということ当専門会合の案として採択をしたいと存じます。それでよろしゅうございますか。——ありがとうございます。

あと、ごく技術的な点とか、さらには、てにをは等について修正するという必要が出るかもしれませんので、その点については私にご一任をいただきたいと存じますが、それでよろしゅうございましょうか。——ありがとうございます。

それでは、お配りしております資料3について、私のほうで最終的に確認をいたしまして、専門会合の査定方針案として公表したいと存じます。また、電力取引監視等委員会の八田委員長に対しましては、事務局からご報告をいただく運びになっております。

委員各位には、ご多忙のところ、11回に及び大変精力的なご議論をいただき、まことにありがとうございました。また、河野さん、市川さん、沖さん、消費者庁の金子課長におかれましては、オブザーバーとしてご参加をいただきましてまことにありがとうございました。

託送供給等約款認可申請の審査について、当専門会合としてはこれをもって一定の役割を果たしたことになると思いますが、委員各位には必要に応じて本件についてご相談する場合がございますので、その際はよろしく願いいたします。

今回で託送料金の審査は終了いたしますが、今回の審査を通じて、コメント、感想等について、各委員、オブザーバー、それから電力各社の皆さんから一言ずつご発言を賜ればと存じます。いっておきながら、ご発言をいただきたい方が22名に及びますので、まことに、いっておいてこういうことを申すのも何なんですけれども、2～3分程度でお願いできればなんて思っちゃうんです。

では、圓尾委員からお願いしましょう。

○圓尾委員　　まず、膨大な作業をしていただいた事務局の皆さん、それからいろいろな発注に答えていただいた各電力会社の皆さん、大変ありがとうございました。また、一緒に議論していただいた委員の皆さんもそうですし、何ととっても、委員で意見が割れたときに適切にまとめていただいた安念座長には感謝を申し上げたいと思います。

それで、私なりの感想ですけれども、一つには、需要地近接性割引の対象でいろいろもめたことに象徴されるように、なかなか実態と料金体系がぴしっと整合しないところがあ

り、やはり根本的に見直さなければいけない部分が多々あるな、という点です。

それから、細かく厳しく査定をしたわけですが、一方で、この託送分野というか、送配電部門において、事業者の皆さんにどうやってコストカットに対するインセンティブをもつていただくかということについて、料金制度としても考えなければいけないことがあると実感しました。

それから、電力会社ってどこも一緒という言われ方をよくしますけれども、ただ、今回いろいろな電力会社さんとやりとりさせていただいて、非常に誠実な対応をされるところもあれば、そうではないと感じるところもあり、会社によっていろいろな文化、考え方の違いがあるというのも、二十数年かかわっている中で改めて感じた次第です。

そういったことを考えると、特にインセンティブが気になっているのですが、この総括原価方式に則って託送料金を算定していくのは、今は大原則ですけれども、例えば他国でされているようなレベニューキャップだとかプライス・キャップだとかといったものも含めて、どういうあり方が日本にとって適切なのか、特に法的分離がされた後の体制にとって何が適切なのかというのを、きちんともう一回考えなければいけない。きょうあすの話ではないですが、それは非常に強く思ったところです。

以上です。○箕輪委員 私、今回、9月から初めて参加させていただきまして、事業者の皆様のご丁寧なご説明、そして事務局の皆様の日夜間わない資料作成から検討まで、本当にどうもありがとうございました。また、委員の皆様、また安念座長からのいろいろなご意見も、私も聞かせていただきまして大変勉強になりました。ありがとうございました。

感想といいますか、私は割と前半のほうで、設備投資のところ、例えば計画と実績の比較の重要性ですとか見積りの合理性というお話をさせていただいたのですけれども、今回そこら辺も踏まえて、数量面や単価の面から検討させていただきました。今後は設備投資のあたりは広域機関のほうが全体的な計画をつくられたりとか、また、各事業者の皆さんも経営状況というのを、外からよりみられる立場になられるので、その中での説明というのは今後非常に重要になってくるのではないかとということを査定させていただきながら感じたところでございます。

また、ほかの感想としましては、今、圓尾さんからも話が出ましたけれども、需要地近接性評価割引であるとか、あるいはネットワークの予備力というところは非常に判断が難しいところだったなというふうに痛感しております。ここら辺も、先ほどの都築さんのご

説明にもありましたとおり、広域の中で今検討されているようなところですので、そういう過渡期の中でのこの料金の査定というのは非常に難しいし、今後に残り宿題が残っているところだなと思いました。

今回メインでいらした3社さんは、値上げをされない中で非常に努力をされてきた3社さんである中で、いろいろ厳しいと感じられる査定の面もあったかと思いますが、やはりコストカットも努力されてきて、これからは先ほど圓尾さんおっしゃったようなインセンティブというところはまたいろいろ考えていかなければならない面だなというふうに感じてしております。

本当にどうもありがとうございました。

○秋池委員　初めて託送の査定、事務局の皆様が、委員会には出てこない部分も含めて非常に精緻にいろいろな準備をしてくださったということ、本当にありがとうございました。そして、それに応えるべく事業者の皆様も非常に短時間でいろいろと回答をし、協力してくださったと思っております。ありがとうございました。

今回初めてということで、難しいと思うところもございました。まだ制度が確立し切っていない中での判断というのもございまして、苦労したところもありましたけれども、心にとめていたのは、後で振り返っても説明可能であるようにしておきたいということでした。

海外各国も、この制度は結構、どうすればよりよくなるかということ磨き続けているというようなところもございますので、一度とにかくこれでやって、そしてよりよい仕組みになっていくように、運営も含めてこれから関係者で努力をしていくということかと思っております。

事業者の皆様には、この先、電力の品質の維持をしていくという重責を引き続き担われて、御尽力を続けていただきたいと思っております。

○梶川委員　関係された皆様への感謝は3人の委員の方と同じでございますので、感謝の念だけを表明させていただきます。

私は、感想としましては、今回託送料金ということで、原価そのものは規制の小売のときの総括原価の難しさ、今後計画される原価の妥当性に関する評価というのは非常に難しいなと思ったのですが、さらにそれに加えて、いわゆる競争環境下の事業と、競争環境を前提としない規制事業ということに分けられると。この公的色彩の強いサービスに対してどのような原価負担を求めるかという、ここがいわゆる従来やらせていただいた総括原価

の審査とさらに加わる部分であるなどということで、離島のユニバーサルサービスのようなものであったり、この辺、いわゆる発生する原価の見積もりということだけではなく、一つのユニバーサルサービス等の負担のポリシー的なもの。これは供給調整力なんかも同じことがいえて、実際にどちらがどう義務を負担していくか、それが全体トータルで電力の安定的な供給になるかと。同時に、やはりここでなされている制度改革というところで、やはり市場の参入条件に対して阻害要因にならない形で新たな発電業者の参入が行われるという、この辺を非常に留意して考えさせていただいたということが今回の託送料金というものの難しさでもあり、留意した点だということが感想でございます。

こういう新しい制度に対する取り組みが、この原価というものを通して進展していくということで、原価把握だけではなく、制度的サポートになるようなことというのをあわせて考えさせていただいて、非常にいい経験をさせていただいたということですが、全く及ばずながら余り参考になることもできず、皆様に感謝するだけで終わってしまうのでございますけれども、本当にありがとうございました。

○辰巳委員　ありがとうございました。まずは、本当に事務局の皆様、皆さんおっしゃるように、そして、当然ですけれども、私たち委員の皆さんも非常にお疲れさまでしたというふうに申し上げたいと思います。

ちょっと、きちんとうまく整理してお話しできるかどうかわからないのですが、まあ、とりあえず思いついたことで順に話していきたいというふうに思います。

今までの電気料金審査でいろいろと経験はさせていただいたのですが、何よりも思ったのは、電気料金のときは公聴会という仕組みがありまして、それで広く国民の皆様の声、しかもダイレクトにお聞きできる機会があったと。それを、私委員ではなく事業者の方が直接聞かれたというふうなことが非常に大きな意味があったというふうに思っております。が、託送料金に関してはその仕組みがなく、もちろん書面で、きょうも出ておりますけれども、書面でのコメントということでお受けはしているのですが、やはり書いてある内容等を――全部読んだわけではありませんけれども、なかなかこういうことで、このチャンス、コメントを出していいというこの機会に、コメントを出せるのがやはり私たち一般の人たちからは無理だったというふうに思っております。もう基本的に、なかなか。書いてこられている人たちが、やはりかなりよくわかった人なのだろうなど。それで、やはりそういうことから、託送料金そのものの意味とか、今後、これから自由化以降になったら電気料金の仕組みはこうなるのだというふうなことの説明というか、や

はり広く国民の皆さんに理解していただけるのかなというのが非常に私はまだ心に残ってひっかかったままで、ぜひわかっているように、できる限りしていくべきだろうなというふうに思っております。

何となくなのですけれども、自由化になってしばらくは規制料金は残るとしても、一応料金規制というのは撤廃されるという印象が広くあるのですけれども、託送料金というのは、まさに今までのいわゆる総括原価方式というのが残る、総括原価方式で料金を計算され、料金規制が残るものだというふうな点などもやはり広く理解してもらわないといけないというふうに思いました。そういう意味からも、これから自由化になって料金の説明が小売事業者からなされるというふうに思うのですけれども、ぜひ託送料金もきちんとみえるように分けて、消費者にというか、需要家というか、国民というか、わかりませんが、やはりぜひみえるようにしていただきたいなというふうに思っています、それをすることによってまた関心をもったり、疑問をもったり、質問が出てきたり、コミュニケーションが広がるように思っておりますもので、今度の小売の方たちのガイドラインの中にどうなるかはちょっとわからないのですけれども、書かなければいけないのかどうかわかりませんが、ぜひやはりそのあたりはみせていただきたいなというふうに思いました。

今回は特に、電気料金の値上げをしていない3社、北陸、中国、沖縄さんを中心にやらせていただいたのですけれども、心に残っているというか、ちょっと思ったことは、効率化等、どれだけ過去行われたかというふうな点においても、事業者とのやりとりも事務局を通してさせていただきながら、やはりその捉え方なんかで委員の中でも意見が分かれたりしております、なかなか、果たしてこれでよかったのかなというまま、私も完璧に納得しましたというふうにもいえないようなところもあったのですけれども、皆さんの総意で、委員長がまとめていただいてこのようになったというふうに私は理解しております。

最後に一つ。託送料金の中に原子力にかかわる費用が加算されることはやはり避けたいというふうに思っておりましたので、今回非常に慎重にやっていただき、かつ文字でもきちんと残していただき、説明ができるようにやっていただいたことは感謝いたします。ありがとうございました。

以上です。

○松村委員 東京電力の値上げ申請から始まって、この託送料金の審査で電気料金の査定は、少なくとも1-2年のうちではこれが最後だと予想しているので、料金審査全体に

も関連して発言させていただきます。

まず、料金査定制度全体の根幹にかかわることで、野田さんからとても奇妙なというか、とても理解しかねる発言をいただき困惑している。これは料金制度の根幹にかかわることなので、もう一度ちゃんと確認しなければいけないと思っているので、敢えて発言させていただきます。

料金制度では、託送料金に限らず、料金に含まれるべきコスト、料金に含めてもよいと認めるコストを算定しただけであって、電力会社にどのように行動せよということについては基本的に言わない、というものだったと私は理解しています。例えば、原価に算入してもよい役員報酬がこれだけだということを私たちは査定し、顧問に対する報酬やお車代や部屋のスペース代については原価算入を認めないと判断することはできても、役員報酬をここで決めた以上に払ってはいけないと強制はできないし、顧問にお金を払ってはいけない、スペースを提供してはいけいと言えないのが大原則だった、と理解しています。これに関連して、安念座長がおっしゃったことと私が発言したこと、まさに今のような原則をそれぞれの文脈に応じて繰り返し発言しているわけです。電力会社の行動に関して直接縛るものではなく、どれだけのコストが認められるべきかということを行っているという主張に矛盾があったというのは、私は全く理解しかねる。しかし、一方で、こういう制度の根幹にかかわる部分で本当に矛盾があるなら、そのような制度はいつまでも残しておくわけにはいかない。早急に改善する必要がある。野田さんからは、今後いろいろな委員会で、どのような矛盾だったのかをきちんと説明し、それに基づいた合理的な制度改善の提案をしていただけると思います。その際には、次の事実は忘れないでください。原価算入する役員報酬を委員会では決めたのだけれども、役員報酬をもっと払わなければ低廉で安定的な電力供給に差し障りがあるということであれば、私たちはそれよりも多く報酬を払うことをとめる権利はなかった。顧問に関しても、払うなということではできなかった。だから、行動とコスト査定というのは1対1に対応していない。それは電力会社が判断することだということは、ずっと維持してきた方針であって、これが矛盾しているなどというように本当があるとすれば制度として大変こと。急いで直さなければいけないことなので、どのような意図だったのかは今後きちんと説明していただきたい。そのときには必ず、関西電力は、この査定で出てきた役員報酬よりも高い報酬を少なくとも一時期は払っていた、顧問にも払っていたという事実と矛盾しないように、きちんと発言を説明していただきたい。

他の費目も同じ。例えば、原価算定期間の3年前に80、80、80という投資をしていて、原価算定期間にはどういうわけか120、120、120という計画を仮に立てていたところがあったとして、私たちはそのときに、もっと前にちゃんとやるべきだったのではないかと、原価算定期間の前も含めて100ずつやるべきだったのではないかともし判断したとすれば――実際にあったかどうかは別として、そういうことがあったとすれば、コストとしては100、100、100しか認めないということがあり得る。しかしそれは100、100、100の投資を今後3年間せよと命令したのではない。120、120、120の投資が安定供給上必要であれば当然していただきたいが、その120全てのコストをこの託送料金なり規制料金なりで回収するのはアンフェアではないかと判断しただけ。私たちは実際にする投資判断、行動について言っていない。沖縄電力の予備力についても全く同じことがいえると思います。

次、託送料金制度に関してです。何度も繰り返し発言しましたが、詳細を知れば知るほどいろいろな矛盾が明らかになったような気がします。どう考えてもコンシステントに説明できないところがある。この委員会の役割としては、決められたルールのもとで査定することですので、ルールについては基本的に何も言えない。やれることは限定的だった。その点は残念。しかし、いろいろな問題が明らかになったということを複数の委員で共有していると思います。今後の制度改革では、ルールを抜本的に見直して、送電線の利用ルールも含めて、あるいはコストの水準、配賦も含め再検討する必要がある。地産地消の事業者に着しく不利になっているようなレートメイクになっていないかどうかを、ルールの段階から見直すことが、今後必要になってくると思います。

調整力に関しては、現実のデータをみせていただくと、私たちが思い描いて姿とは大きく違うことがわかった。これは勉強になってよかったのだと思います。少なくとも私は、今までメリットオーダーで当然に運転していると思い込んでいた。思い込んでいた――多分それは今でもまだ正しいのだと思ってもいる。メリットオーダーで運転しないことによって得られる利益などないわけだから、インセンティブの観点からみても当然メリットオーダーでやっているはずだと。そうすると、そのメリットオーダーの観点からみて変だと思えるような運用があったとすれば、それはやむを得なくやっているものだと判断していた。しかも、それはプログラム動いているものですから、恣意的にやっているものでももちろんないということもわかっている。したがって、当然にメリットオーダーでやっているものだと、ずっと100%、少しも疑っていなかったわけですが、今回の査定の経験からその点確信持てなくなった。ひょっとしてそのプログラムは、メリットオーダーが余りに

も軽視されているのではないかという疑いが主観的には5%。でも、電力のプロでない私のような人間がそんなことをいうのは僭越だし、実際にプロがやっているのだからきっと正しいだろうと思っているのが95%。いずれにせよ100%正しいだろうと思っていたものが、ほんの少しは疑いが出てきた。私にとってとても勉強になった。

しかし、それでもなお、メリットオーダーで運用されているという認識は、多分正しいと思う。しかしそれを前提とするともっと重要な点が存在することになる。正しく運用されているのにもかかわらず、こんな運用になってしまうということは、ひょっとして現行の体制の根本的な非効率性をあらわしているのではないか。つまり、沖縄電力までを含めれば10、でも沖縄電力は個別の系統ですからそのまま運営するしかないわけですが、本州で9つながっているものを、9それぞれの地域で中給を抱え、それぞれの電源で調整するというやり方をした結果として、こんな非効率的な運転にならざるを得ないのかもしれないという疑いをもちました。遠い将来には、今の地域ごとの中給という体制ではなく、本州ならば最小で2、最大でも5ぐらいに分けて、広域的に調整するほうが効率的なのではないか、ということを考えさせられるほど、実態の運用は変な運営だった。ただ、今いったのは、託送料金や送電ルールの抜本的な見直しに比べてもはるかに長い時間がかかるものだし、中給の再編には膨大なコストがかかるものですから、今私が言った再編がいいと断言するわけでは決してないけれども、やはりそのような観点から、今後は監視等委員会で、そのような問題意識ももって長期的に考えていく必要があると思いました。

次。今回の査定についてです。

高林さんから、エスカレーションに関連して、不平等で不公正で短絡的な査定であるという批判をいただきました。そのような不平等で不公正で短絡的な査定などというのは長期的に維持してはいけないと思いますので、私たちは大いに反省して、制度をきちんと考えなければいけないと思います。現実問題として、値下げ届出制というのは、そういう意味でいえば、高林さん流の言葉でいえば、確かに短絡的な制度かもしれない。3%インフレが起こっているときにも、3%効率化すれば届出制の世界にとどまれる。2%のインフレの時期だったら、2%効率化すればとどまれる。1%なら1%でとどまれる。だけど、インフレ率が高いときには高い効率化が必要で、低いときには低くてもいいって、どう考えてもそれは丸めた、まさに高林さんの定義なら短絡的な制度と言える。値下げ届出制の問題が、今回かなり出てきたと思います。値下げ届出制の世界のもとでは効率化のインセンティブがあるかのごとく語る人が多くいて、それは否定しないけれども、一方で、今

回ってきたように原価算定期間の後でやるべきものあるいは前でやるべきものを原価算定期間に思い切りコストを積んで、物すごく高い水準を維持してしまえば、その後はかなりしばらく届出でいけるという、こういうインセンティブを与えるものだったのかもしれないということは、私たちは反省する必要がある。

それから、高林さんがこのようなことをおっしゃったということに関して、正しいことをおっしゃった、正論を語ったという面はある。確かに値下げ届出制は短絡的な制度かもしれない。反省してはいます。しかしそれを一般電気事業者がそれを主張する資格があるのかに関しては、ちゃんと考えていただきたい。震災のはるか前に、私たちはプライス・キャップ制を提案して、インフレ調整条項や効率化係数、あるいは場合によっては投資調整条項も含めたプライス・キャップ制を提案した。それに関して、そのような制度の詳細を設計していく。例えば物価調整条項であれば、一般消費者物価ではなくより適切な価格指標を使う、地域別にちゃんとみる、名目賃金もきちんとみななければいけないとかという、そういう詳細が詰まらなくて、結果的に何年も議論が続いてまだ導入されていなかったというのならまだわかるけれども、そうではなく、入口の段階でけしからんということで、一般電気事業者が強硬に反対して、詳細な議論に到達するまでもなくつぶされたとは私は理解しています。そのようなことをしておいて、今度はこの批判ですか。北陸で北陸新幹線が開業し、確かに人手がとられて苦しかったということはあるでしょう。更に、その後の観光ブームということで需給が逼迫したというのは確かにあるでしょう。だけど、そういう局面だけ捉えてそういうことを主張するというのは本当に信頼に値することなのか。この点はちゃんと考えていただきたい。発言するときに、自分たちの既得権益を守るのに有利なときにも不利なときにもずっと一貫して正論を言ってきたということであれば、その正論には多くの方が聞く耳をもつでしょう。しかし自分たちの都合のいいときだけ正論を言い出すが、不利な時にはほっかむりして逆のことう言うなら、本当にその声が人の心に届くのか。きちんと胸に手を当てて考えていただきたい。それ以外の発言に関しても、説明が変わっても数字が全然変わらないというようなマジックのようなものを繰り返してみせられるということによって、わずかな託送料金査定の減額は死守したかもしれないけれども、それで失った信頼がどういうものなのかということもきちんと考えていただきたい。今後は、今回の高林さんのように正論を、継続して語っていただきたい。

以上です。

○南委員　あと15人以上残っていると思いますので、短く。

まず、いらっしゃる方、皆さんへの感謝の念は同じです。

あと、初めての託送料金審査ということで、小売料金とは異なった観点から、改めて勉強するところも含めて、この短期間でかなりの回数を重ねてやったことは非常に意義のあることだったなというふうに思います。

正直いうと、忙しくて、こんなものにつき合っているかと思う夜中も過ごしましたがけれども、しかしながら、この初めての託送料金の認可申請ということで一生懸命頑張ったつもりです。あとは、小売のときに若干慣れてきたところもあったのですが、託送料金では新しいものもたくさんあり、自分でいろいろ考え、自分の考えみたいなのをいろいろ話したのですが、なかなか、その考えが採用されない経験もしまして、小売のときは結構自分の考えと合っていたんだけれどなと思いつつながら、託送料金では割と少数説にとどまったというのがありました。逆にいうと皆さん非常に一生懸命考えて意見が割れる点があって安念座長にはいろいろご苦勞をかけたけれども、本当に勉強になりました。そういう委員のいろいろな、皆さんには見えない議論の中でのこの査定（案）だという点については、電力会社の方もぜひご理解いただきたいというふうに思っています。

あと、このシステム改革や電力の自由化、東電さんにおきましては法的分離ももう間近に迫っているというこの激動の中で、認可申請の中ではいろいろ——糾弾とまではいわないですけども——され、不快な思いをされているかもしれませんが、ぜひ被害者だとは思わないで、前を向いてやっていっていただきたいと思います。我が法曹界というか、弁護士業界も、20年前と今を比べればもう劇的に変わっていて、司法改革という名のもとのいろいろな改革によって弁護士の数は激増し、就職できない弁護士なんかも出てきているという時代ですが、他方、弁護士の領域もかなり広がり、私もここにいるように、海外にもいろいろ展開し、弁護士の数が増えたことによってかなり弁護士として活躍できる分野は増えたということなので、ぜひこの自由化ないしはシステム改革の流れに乗って、既存の一般電気事業者の方も被害者だと思って怒りをためるのではなくて、ぜひ前向きに、新たなエネルギー業界のプレーヤーとして頑張りたいなというふうに思います。

以上です。

○山内委員　皆さん、ご挨拶と御礼については今までおっしゃった方と同じです。

それで、私自身は、こういう公共料金とか料金の——料金というか、プライシングの話を中心に勉強していて、感想というのは、先ほど圓尾さんもおっしゃっていたけれども、いろいろなほかのやり方もあるねというのはいつも頭に置かなければいけないなと思って

います。恐らく私の知っている限りでは、公共料金でも、特に今回のやつはB to Bの料金だから、これに関してはこういう広い場で皆さんが集まって詳細な議論をして、それを公開してというのは世界的に類をみないのだろうなというふうに思っています。日本の電力料金のそもそもの原価計算自体が物すごく細かいですね。我々が学生のころに電気料金の計算の仕方というのは本が何冊も出ているのですけれども、それを読み始めて、海外の例をみると、余りこういうのはないですね。そういう面では、ある意味では非常に厳密に正確にやられているということがあります。

ただ、もう一方で、先ほどもちょっと出ましたけれども、80年代ぐらいから公益事業でも自由化が始まって、自由化の中で一つの大きなポイントは規制コストなんですよ。だから、規制コストをどうするかというのは一つ我々も考えなければいけない。ただ、もちろん電気料金というのは、ほとんど全てというか、国民が等しく使っているものであって、影響が非常に大きいので、その意味では規制コストを幾らかけても、厳密にやるというのはそれは非常に正しいのだけれども、ただ、自由化が一方で進展していく中で、特に今こういう託送みたいなのB to Bの料金についてどういうふうにしていくかというのは、イギリスの例なんかをみてもいろいろ進化してきているわけですね。プライス・キャップとかレベニューキャップというのは、それだけでいいとは私も思わないのですけれども。なぜかという、イギリスでもプライス・キャップを最初に入れてどんどん進化していますからね。その意味では、我々もそういうのを勉強しなければいけないし、それをシステム改革の中でどういうふうに組み込んでいくのかというのを考えなければいけないし、そんなようなことを思いました。

さっき松村さんがいったみたいに、今回これをやったので、当面の間は同じようなことは、料金査定みたいな話というのは出てこないのかわからないけれども、その間に少し次のステップといいますか、そういうものを考えてもいいのかなというふうに思いました。

以上でございます。

○河野事務局長 オブザーバーとして参加させていただきました河野です。

来年4月からの電気小売全面自由化に向けて、電力10社さんから出された託送供給等の約款の改定認可申請に関しまして、情報開示と、それから透明性をもった議論のもとで査定方針が決定されましたことを消費者として評価したいというふうに思っております。特に今、先生方の非常に正直な胸の内を伺いますと、今回の議論が非常に大変だったということを実感いたしました。

自由化前までは一般電気事業者さんが発電、配送電、それから小売を一括で行っていたために、私たち消費者は気にもとめることのなかった託送料金なのですけれども、自由化によって電力会社を選ぶことができるとか、また、さらには電気料金が下がることを期待している多くの消費者にとって、電気料金の30%から40%を占める託送料金というのはやはり考えてみると非常に大きな問題だなというふうに感じていたところです。

全国48団体が加盟する私の今おります全国消費者団体連絡会では託送料金審査に対するパブコメを出させていただきまして、そこでまず書かせていただいたのが、託送料金の審査が適正に行われることを求めたところでございます。都合10回の電気料金審査専門会合において、先ほどご報告いただきましたけれども、個別の費用の項目ですとか、制度変更への対応ですとか、効率化計画等について、事業者の皆さんからの情報と説明をもとに、本当にまさにかんかんがくがくの議論があったと思いますが、適正に審査が進み、これまで考え方が十分に整理されていなかった需要地近接性評価割引や調整力コスト等についても一定の合意点が見出せたこと、それから、一部を除いて原子力に関する費用の算入を認めないことなど、消費者として陪席させていただきました私も納得のいく議論の末の査定となったことに大変安堵いたしました。

今回は、先ほど委員の先生方のお話にもありましたとおり、新たな制度開始前の審査です。仮定の条件のもとでの算定もあるというふうに理解しましたので、ぜひ運用開始後、一定期間を経た後に、今回設定された個別原価が適正であったのかどうか、新規参入者の皆さんも利用しやすい仕組みになっているかなどについて、ぜひ検証を行い、私たち消費者が自由化後も適正な価格で電気を購入できるように必要な見直しを行っていただきたいというふうに思っております。また、先ほど辰巳委員のお話にもありましたとおり、ぜひ表示等で消費者に託送料金についての情報が確実に届くような条件整備もあわせてお願いしたいというふうに感じたところです。

後半は所用が重なりまして欠席が多かった私に対して、消費者への説明責任は非常に重要である、どんな短い時間でもいいからということで、毎回丁寧に、欠席であるにもかかわらず、事前の資料説明をしてくださりました事務局の皆さん、そのことも含めまして、改めまして委員の皆様、それからここにいらっしゃる真摯に議論に参加された事業者の皆さんに、消費者として心から感謝を申し上げたいと思います。今後、ぜひ適正な運用がされることを期待しております。本当にありがとうございました。

○市川副部長　感想ということで申し上げさせていただきたいと思います。

商工会議所は125万会員の9割超が中小企業・小規模事業者で占められておりまして、本専門会合では「中小企業」と「地域」という視点から、また、当然ながら電力を使用する「産業界としての消費者」という立場から陪席をさせていただきました。議事の中ではかなり専門的、技術的な内容が含まれておりましたので、産業界のユーザーという立場からはなかなか意見を具申できる項目が少なく、残念に思っております。

今回の電力システム改革の目的というのは、まずは安定供給の確保、電気料金の最大限の抑制、ユーザーの選択肢の拡大、他業種・他地域からの参入機会の創出、それとイノベーションの誘発などでありまして、これら全てにおいて、こういったことをベースに考えていくべきであると認識しております。

繰り返し申し述べておりますが、産業界の電力コストというのは全体として震災前に比べて4割近く上昇しているところに加えて、今後もFIT賦課金の上昇による負担規模というのは予測すらできない状況でございます。来年4月からは全ての事業者・経営者が自由な考え方によって電力会社を選べるようになるわけですが、電力各社の皆様、新電力の皆様には、イコールフットイングのもと競争していただいて、ユーザーの選択肢拡大という視点から、またニーズに応じた料金メニューの提示であるとか電気料金の最大限抑制という視点から、少しでも安い電気料金の設定をお願いしたいと存じます。

なお、電力小売自由化については、国民の一部に誤解も生じていると仄聞しておりますので、全国514の地域でございます商工会議所では、国民の理解の促進に向けまして、今後周知・広報活動についても可能な限り協力してまいりたく存じます。政府におかれましては、財政的な支援も含めてご検討をお願いできれば幸いです。

以上、ありがとうございます。電力各社の皆様、大変お疲れさまでした。

○沖取締役 オブザーバーのF—Powerでございます。

感想というか、個人的な感想でということでお話しさせていただきますが、まず、ここにオブザーバーとして出させていただいたということで、事務局の方に大変感謝しております。我々、託送約款を、これまではとにかく与えられたものとして、一度も自分たちの考えとか思いを伝えることができる場を一切いただいていた中で、今回初めて、我々、一番託送約款の中で実際に事業をやっている新電力として、こういった場で意見を述べさせていただくこと、非常に感謝しております。これは実感をもってそう思っております。

その中で、私がお話した中で、間接的ではございますが取り入れていただいた内容、それから、ある意味無視していただいた内容とかいろいろあるのですが、その中でも非常

に合理的で、しかもわかりやすい査定の方針を決めていただいたことは幾つかありますが、そういったことは非常に感謝しております。非常にそういう意味では大変すばらしい審査会合だったと思っています。

あと、感想としてはですが、今回の審査の中で私が一番勉強になったのが、実際に料金に入れるべきものと、実際の運用を縛るものではないという根本の松村さんの考え方は、あるときには厳しいお言葉で叱咤されながら、なるほどと思いつつ、そういったことをこの会場の皆さんと共有できたことが本当に、こういう料金のことを勉強する意味では最高の機会だったということを感じました。

それから、電力会社の皆さんが、もちろんそういった申請した金額を死守しようと一生懸命頑張っておられる姿とか、それから、もっと、ある意味ちょっと感動したというか、だったのは、系統事業者の方が実際にこの中に何人かおられますけれども、そういう方が料金というものと実際に出ているものをいい意味でごっちゃにされて情熱をもってお話しされていることが、ある意味で、ああ、まだまだ系統は大丈夫だなという感想をもったのもこの会議の中では大きな収穫だったのかなと思っています。

以上です。

○金子課長 オブザーバーとして参加させていただいた者として、3点ほど私からは申し上げたいと思います。

まず1点目は、私どもの関心といたしましては、消費者からみたときの議論の透明性が確保されるかどうかというのが関心の一つであったわけなのですが、議論を通じまして委員の方々からの的確に問題点を指摘いただいて、また、事業者の方々には非常に短期間でその回答を整理いただいたということで、内容としてはテクニカルなものも含まれているわけではございますけれども、そういった制約のある中でも論点を明確にした議論というのが展開されたということだと思っています。その点で感謝申し上げます。

2点目としましては、託送料金に関することでございます。我々の立場としましては、この託送料金というのは小売価格に占める割合というのも決して小さくはございませんし、また、自由化のメリットを消費者が享受するためにはできるだけ多くの事業者の方に参入いただいて選択肢が増えるということが望ましいわけで、そういったことを考えますと、安定供給に支障のない範囲で、託送料金というのは低いほうがいいという、そういうことなのかなと思います。今回、特に経営効率化ということを前提にしながら非常に厳しく審査いただき、今回の査定方針（案）をまとめていただいたということで、この点でも感謝

を申し上げたいと思います。

最後、3点目としましては、これは小売にかかわることなので、この場で申し上げることが適切かどうかというのはあるわけなのですが、やはり実際に消費者が、自分たちが提示されたメニューというのを正確に理解した上で選択ができるということが大事だと思っておりますので、そういった消費者へのわかりやすい情報提供ということを事業者の方にはお願いできればなと思っております。

以上でございます。

○安念座長　それでは、電気事業者の皆様からも一言ずつお言葉を賜りたいと存じます。

まず、では藤井常務からお願いいたします。

○北海道電力（藤井）　北海道電力の藤井でございます。

今回の託送供給等約款の認可申請は電力システム改革に基づく初めての認可申請ということでしたが、安念座長を初め、各委員の皆様、オブザーバーの皆様、そして電力取引監視等委員会事務局の皆様におかれましては、審査にご尽力をいただき、このたび審査方針をとりまとめていただいたことについて厚くお礼を申し上げます。

査定内容につきましては、率直に申し上げれば、特に調整力に関して北海道における需給変動の実績などを用いてご説明してきたところですが、非常に厳しい内容と受けとめております。一般送配電事業者としてもつべき調整力を初め、電力システム改革に関するさまざまな検討課題に引き続き取り組むとともに、皆様にご理解いただけるよう努力してまいります。今後の補正申請につきましては、本審査会合でのご議論の結果を踏まえ、速やかに作業を進めさせていただきます。

弊社は、広大・過疎、積雪寒冷という厳しい地域環境において、これからもお客様への安定した電力供給に努めていく所存です。また、今後も一般送配電事業者として、透明性、公明性に配慮の上、お客様の利便性を損なうことのないよう適切に対応してまいります。引き続きご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○東北電力（田苗）　東北電力の田苗でございます。

本日お示しいただきました査定方針（案）につきましては、料金審査専門会合の委員、オブザーバー及び事務局の皆様がしっかりご議論された結果でありまして、そのご尽力に敬意を表するものでございます。

審査会合には私自身も数回出席させていただきまして、委員の皆様のご意見をお聞きし

まして、いろいろな切り口、考え方があるものと大変勉強になってございます。また、審査会合では大所高所からご指導を頂戴しましたが、例えば弊社から説明させていただきました発電・送配電の設備区分見直しに関しましてはいろいろな課題を頂戴したものと受けとめてございます。弊社としましては、今回頂戴いたしましたご意見を真摯に受けとめるとともに、我々にとりまして最大の使命である電力の安定供給にこれまで同様努めてまいります。また、経営効率化によるコスト低減にも意をもって取り組んでまいりたいと考えてございます。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○東京電力（武部） 東京電力の武部でございます。

まず、審査にご尽力いただきました安念先生を初め、各委員、オブザーバーの皆様、また事務局の皆様に変更して御礼を申し上げます。

本日お示しいただきました査定方針（案）につきましては、私どもとしましても厳正な審査の結果として真摯に受けとめまして、速やかに補正作業に備えてまいりたいと考えております。

既にご案内のとおり、当社は来年4月より全面自由化と時を同じくしましてホールディングカンパニー制へと移行し、発電・送配電・小売の分社化を行う予定であります。分社化後は、発電・小売会社はより低廉な電気をつくり、あるいは調達しまして、お客様に選んでいただくよう努力してまいります。そして、送配電は、終わりのない効率化あるいは生産性向上に挑戦をしながら、安定供給の責務を引き続き全うしていくと。これが社会から求められてくる姿である。ひいては、私どもにとりましての根源的なミッションであります——といたしますか、究極の目標であります福島の再生と復興を目指しまして、しっかり事業運営に取り組んでまいりたいと存じます。

私からは以上です。ありがとうございました。

○中部電力（松浦） 中部電力の松浦でございます。

7月末の申請以降、長期間にわたりまして審査をいただきました安念委員長を初め、委員の皆様、オブザーバーの皆様、あわせて事務局の皆様には、大変ご尽力をいただきまして深く感謝を申し上げます。

託送料金申請に当たりましては、これまで国の制度設計ワーキングの議論内容や改正法令を踏まえて行ったものと考えておりますが、先ほどの査定方針（案）は大変厳しい内容であると受けとめております。とりわけ調整力コストにつきましては、ライセンス制の導

入に伴い、送配電サービスの提供と必要な費用を適切に反映するため、一般送配電事業者と小売事業者が担うべき役割・業務について今後さらなる検討が必要と認識しております。

また、安定供給確保のためには送配電・小売・発電事業者がおのおのの役割を果たすことが重要であり、これを継続的に検証していくことも必要と考えております。今回説明が不十分であった部分につきましては、皆様のご理解をいただけるよう、わかりやすい説明に努めてまいりたいと存じます。

当社といたしましては、この査定方針（案）や本会合を通じてご指摘いただいた内容を真摯に受けとめ、引き続き送配電事業の中立性、公平性、透明性を確保するとともに、安定供給の確保と託送料金の低廉化を目指して、お客様のご期待に応えてまいりたいと思っております。引き続きご指導のほうをよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○北陸電力（高林） 北陸電力の高林です。

申請以降、安念座長を初め、委員、オブザーバー、また事務局の皆様には、私のつたない説明を根気よく聞いていただきまして本当にありがとうございました。特に当社の高経年対応の取り組みについて詳しく説明させていただく機会を得まして、設備投資や修繕の必要性についてご理解いただきまして感謝申し上げます。

弊社といたしましては、今後、長期的視点に立って施工力を整備しながら、ネットワーク設備の信頼度、維持向上に怠りなく着実に取り組んでまいりたいと思っております。どうもありがとうございました。

○関西電力（土井） 関西電力の土井でございます。

安念座長を初め、各委員、オブザーバー並びに事務局の皆様におかれましては、ご多用の中、7月末の認可申請の後、9月から3ヵ月にわたりまして、本会合にて私どもの意見を聞いていただきながら、ご議論、ご審査賜りましたこと、心から厚く御礼申し上げます。

本会合を振り返りまして一言コメントさせていただきます。

今回は、来年の4月からの小売全面自由化とライセンス制の導入に伴う新たな事業環境のもとで、私ども系統利用者間の公平性をいかに確保していくか、また、そうした事業環境変化の中で生じる不確実性にいかに対応し、電力システムの供給信頼度確保を図るのか、このあたりを念頭に、私どもとしまして必要と考えた費用を織り込み、託送料金を申請いたしました。

本日いろいろご指導いただきまして、方向性も出していただきましたので、全面自由化のスタートを切ることになりますけれども、今後を見通しますと、自由化の進展に加えま

して、我が国の人口減少とか、あるいは省エネの普及による需要の伸びの鈍化が見込まれております。また、サイバーテロあるいは広域災害への備えも必要でございます。また、さらなる再生可能エネルギーの導入の拡大もございませし、流通設備の高経年化は毎日進展しております。そして、より一層、ご指摘もございましたけれども、広域的な電力の融通など、かつて我々が経験したことのない課題に対応していくことになります。私ども電力の安全・安定供給の責務を担う一般送配電事業者といたしましては、こうした課題も含めまして説明責任を果たしつつ、公平性、中立性の観点を踏まえて適切に対応してまいり所存でございます。ご多用とは存じますが、ぜひ、私どもは設備を相手に仕事をしておりますので、機会がございましたら現場のほうにも足をお運びいただければなと思っております。

本会合でのご審議をいただきまして、調整力コストや需要地近接性の評価も含めまして、今後の託送制度にかかわる議論も既に始まっております。査定方針でお示しいただいておりますが、ぜひフォローのほうをよろしくお願ひしたいと思っております。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○中国電力（松岡） 中国電力の松岡でございます。

委員、オブザーバーの皆様、さらには事務局の皆様には、長期間にわたって大変な審査にご尽力をいただきまして深く感謝申し上げます。

当社が申請しました原価に対しまして、本会合でさまざまな観点から貴重なご意見を賜りました。今後の事業運営に活かしてまいりたいと、こういうふうと考えてございます。

これまでご説明してきましたとおり、当社は中長期的な観点から設備の維持・強化に計画的に取り組んでまいりました。申請した原価は、こうした従前からの取り組みを前提としたものでございます。本日ご提示いただきました査定内容を達成するにはさまざまな課題があると思ひますが、一層の経営効率化に取り組んで、必要な施策を確実に進めてまいり所存でございます。

来年4月にはよいよ全面自由化がスタートしますが、ネットワークをあずかる者として引き続き低廉で品質の高いサービスの提供に努めて、電力の安定供給と品質の維持という責務をしっかり全うしてまいりたいと、こういうふうと考えておりますので、引き続きご指導のほどよろしくお願ひいたします。

当社からは以上でございます。

○四国電力（長井） 四国電力の長井でございます。

繰り返しになりますけれども、委員、オブザーバーあるいは事務局の皆さん、大変ありがとうございました。

今回の査定方針（案）ですけれども、調整力コストについて我々の思いを一定程度は酌んでいただけたのかなと思います。ただし、全般的に非常に厳しい内容であったというふうに受けとめてございます。

今後、システム改革が進んでいきますと、安定供給を担う我々一般送配電事業者の仕事というのはますます需要性が増していくと考えてございます。それに対して我々は最大限引き続き取り組んでいくということでございますけれども、一方で、その責任をしっかりと果たすようにということになると適切なコスト回収というのにも必要であろうと考えてございますので、このあたりについては引き続き議論あるいはフォローをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○九州電力（山崎） 九州電力の山崎でございます。

まず、このたびの託送料金認可申請に関しまして、安念座長を初めとして、委員、オブザーバーの皆さん及び監視等委員会の事務局の皆様におかれましては、審査に当たりご尽力いただきまして深く感謝申し上げます。

今回、一般送配電事業者として供給と維持に必要と考えるコストを申請させていただいたわけですけれども、本日お示しいただきました査定方針（案）につきましては、調整力、それから本土連系離島バックアップ電源の査定など厳しい内容もございましたけれども、本審査会合におけるご議論の結果として真摯に受けとめ、今後の補正指示に従い、速やかに補正申請を行わせていただきたいというふうに考えております。

なお、本土連系離島バックアップ電源につきましては、今回省令解釈を踏まえまして託送料金原価への算入対象外というふうになりましたけれども、今後、制度設計に係る会合等におきましてまたご相談させていただければというふうに考えております。

一般送配電事業者としましては引き続きエリア全体の安定供給の確保に努めるとともに、当社は離島が多いということもございますので、九州本土はもとより、離島を含めた効率化に努めてまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

私からは以上でございます。

○沖縄電力（仲里） 沖縄電力の仲里でございます。

まずは、安念座長を初め、委員、オブザーバー、また事務局の皆様におかれましては、

審査にご尽力をいただきまして感謝を申し上げます。

今回の弊社の申請につきましては、小規模独立系統における調整力の考え方や系統規模に対して離島の割合が多いなど、弊社系統運用における特殊性に鑑みた内容となっております。本日示されました査定方針（案）につきましては、沖縄の特殊性に一定のご理解をいただいたものというふうに認識しておりますけれども、調整力に係るコストが大幅に査定されるなど、全体的には非常に厳しいものというふうに受けとめてございます。

今回の査定結果を真摯に受けとめると同時に、何よりもまず安定供給を大前提とした上で、低廉な託送料金水準の確保に向けてさらに効率化に努めてまいる所存でございます。引き続きご指導をよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○安念座長　　どうも皆さんありがとうございました。

それでは、最後に、電力取引等監視委員会事務局、松尾事務局長からご挨拶をいただきたいと存じます。

○松尾事務局長　安念座長からは最後にご挨拶があらうと思います。その前に一言、事務局を代表いたしましてご挨拶申し上げます。

本専門会合では、来年4月の小売の全面自由化に向けて、まさにその各社の小売料金の前提となります託送料金について、非常に限られた日程の中で11回にも及びます大変精力的なご審議を重ねていただいたと。その中で本日とりまとめていただきましたこの査定方針（案）は、まさにこれらの議論を通じて中立的・客観的にご検討いただいたその成果だというふうに思っております。

今後、とりまとめていただきましたこの査定方針（案）につきましては、これをもとに、こちらにいらっしゃいます圓尾委員、箕輪委員もご参加されております電力取引監視等委員会のほうにご報告をいたしまして、そこで査定方針として決定をし、委員会の意見として経産大臣に報告をする予定でございます。また、託送制度のあり方につきましては、引き続き制度設計専門会合等、この委員会のまた別の組織におきまして検討を続けていきたいというふうに考えております。

最後になりましたが、安念座長を初め、委員の皆様、オブザーバーの皆様には大変真摯なご議論、ご検討をいただきましたこと、また、電力会社の皆様には大変真摯なご説明、それからご対応をいただきましたことを、心より厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

○安念座長　　どうもありがとうございました。

おかげさまをもちまして、一般電気事業者10社からの託送供給等約款認可申請に対する当専門会合としての審査査定方針（案）を本日とりまとめることができました。本当にありがとうございます。

考えてみますと、4年前に電気料金制度有識者会議というのが立ち上がりまして、そのときから、ここにおります委員のうち、私を含めて過半数はそこからずっと始まりまして、参加しているわけでございまして、その間、結局、小売料金につきましては7社9件、それから今回の託送料金につきましては10件、都合19件の審査をして査定方針（案）をまとめてまいりました。率直に申しまして、私は、愚痴になってしましますが、電気料金とか電力とは何の関係もないところから突然こういう場に引き出されたという言い方は何ですけども、座長を仰せつかって、結局何だかよくわからないうちに4年がたったなという気がいたします。

それで、当専門会合は行政組織上の所属が変わったり、それから名称もちょっと変わったり、あるいは委員の顔ぶれも変わったというか、だんだん充実するということはあったのですが、基本的にやる仕事は一緒でございました。委員と事業者の間には当然のことですがもともとかなり深い溝があったし、それから、委員と事務局の間も別に見解の一致が初めからあるわけでは全然ございませんでしたし、さらには、委員の中にも、既にご指摘がありましたけれども、しばしば容易ならざる見解の相違がありました。普通の審議会ですと、そういうのがあったときには両論並記にしておこうとか、難しい問題は「今後の検討課題である」とか何とかいうことでやれるのですが、ご案内のようにここはそういうわけにはいかなくて、論点という論点は全部つぶして結論を出しませんと、そもそも料金の計算自体ができないということですので、とにかくやらなければいけない、結論を出さなければいけないわけです。私は皆さんの中で一番の素人で、どういうふうはこの議論をもっていけばいいのか、そもそも結論が出るのかどうか、思い煩うことが結構ありまして、非常に率直に申しますと、なかなか苦しいことが多うございました。そうなんです。そんなふうには見えなかったかもしれないけれども。結構、なかなか本当に苦しかったです。今の率直な感想としては、これで4年前と同じように一個人ユーザーに戻ることができるなんて思って、率直にいうとほっとしております。

そういう甚だ頼りない座長だったのですが、とにもかくにも、これまで委員会としての責めを塞ぐことができましたのは、もとより関係者の皆様の絶大なご尽力によるものでご

ございます。委員の皆様のご尽力については、もう改めて申すまでもございません。座長が頼りないので自分たちで何とか結論をまとめなければいけないという機運が起こりまして、これはなかなか、私のような人間が座長をやっていることの功德だなど、つくづく思いました。本当に、最後の最後まで、とことんつき合っていたいただいたという感じがいたします。

それから、オブザーバーの皆さんは、極めて批判的、また建設的なご意見をいただきまして、当専門会合における議論の内容を極めて豊かにしていただいたというふうに思っております。恐らく議事録の中でのオブザーバーのご発言は今後の研究の素材になると私は確信しております。

それから、都築課長を初め、事務局の諸君には、本当に、土日がないのはもちろん、不眠不休というのでしょうか、来るメールもしばしば午前2時とかそういうタイムスタンプになっておりました。もちろん、昼間寝ていて深夜になって起き出して働いたということは多分ないでしょうから、本当に不眠不休のご尽力であっただろうと思います。心より感謝をいたします。

それから、小売料金の審査を通じまして、電力各社さんには本当にいろいろ、どういったらいいのかな、ご迷惑をおかけしたというふうに申し上げるのが適切かもしれません。きょうも各社さんから「査定方針（案）を真摯に受けとめる」というお言葉を頂戴いたしました。これは普通の日本語に翻訳すると、物すごく不満なので覚えているよという、そういうことだと私は思うんです。それはもう当たり前の話。私が電力各社さんの立場なら、何を素人が勝手なことをいっているんだというふうに怒るのは、これは当たり前の話です。それにもかかわらず、本当に適時適切に的確な資料をつくっていただいたし、我々素人がわからないことを懇切丁寧に、お腹立ちもいろいろあったと思いますが、本当によくしていただいたと思います。これまでの小売料金の査定でも感じたことなのですが、いろいろ査定には多大のご不満があるにもかかわらず、結局日常の業務に戻っていかれる。それは恐らく、どんな困難があっても安定供給をするという、その鋼鉄のように強い意思というものに支えられているに違いないなというふうに思いました。この点を私は本当に、掛け値なしに深い敬意を覚えたところでございます。

というわけで、関係各位のご尽力、ご協力によりまして、19件の審査を——まあ、いろいろご批判はあるでしょうが、とにもかくにも終えることができましたことを私は心から御礼を申し上げます。これをもって私のご挨拶とさせていただきます。どうも本当に皆さま

んありがとうございました。

それでは、これもちまして本日の議事は全て終了いたしました。11回にわたる丁寧かつ精力的なご議論を頂戴いたしましたこと、まことにありがとうございます。

もう事務局からの連絡はありませんね。それでは、これで終わりにいたしましょう。本当にどうもありがとうございました。

——了——